



令和6年11月1日道路交通法改正

報道でご存じの方も多いと思いますが、本日11月1日から道路交通法改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。



自転車の酒気帯び帮助に対する罰則整備、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）が禁止され罰則が強化されています。今回、スマホなどを手に保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され罰則の対象となりました。違反者は、6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金、交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金とかなり厳しい罰則が科されます。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、ご家庭でも、改めて自転車の運転に関するルール確認をお願いします。また、以下のような行為も罰則が科されますので、ご注意をお願いします。

以下の行為は子どもたちにも大いに関係があり、注意が必要です。

- ・傘さし運転(5万円以下の罰金等)
- ・イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転(5万円以下の罰金)
- ・2人乗り(5万円以下の罰金。都道府県公安委員会規則の規定で認められている場合を除く。)
- ・並進運転(2万円以下の罰金又は料金。「並進可」の標識があるところを除く。)

登校時刻について

本校においては、朝7：45に昇降口が開きます。その時刻を踏まえ、おうちを出るようお話しいただけますとありがとうございます。あまり早すぎる登校は何かあった時に心配です。



また、8：10から8：15くらいには教室に入り、朝の準備ができるといいですね。駆け込みでは、落ち着いて一日のスタートが切れません。もし通常時間帯に登校できるようリズムが整っていない場合は、生活を見直し整えていただくようお願いします。